

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～『高額介護合算療養費』と『医療費通知の送付』～

### ●高額介護合算療養費について

『高額介護合算療養費』は、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が、表の自己負担限度額を超えたときには、北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、市に申請してください。

- ※後期高齢者医療制度または介護保険のいずれかの自己負担額が0円の世帯は対象外です。
- ※支給額が500円以下の場合には支給されません。

### ▶自己負担限度額

区分		限度額	負担割合
現役並み所得者		67万円	3割
一般		56万円	1割
住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円	
	区分Ⅰ（※2）	19万円	

（※1）世帯全員が住民税非課税である世帯。

（※2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員が所得0円（公的年金の収入のみの場合その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している世帯。

▶問い合わせ 年金・長寿医療グループ  
(☎☎2137)

### ●医療費通知を全受診者へ送付します

これまで、北海道後期高齢者医療広域連合では、希望者を対象に医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付していましたが、平成28年9月分から全受診者（平成28年1月から6月までに受診された方）に送付します。なお、発行時期は9月と翌年3月です。

### 【医療費通知の内容イメージ】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の添付資料として使用することはできません。

※この通知は受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

### ▶問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）または、年金・長寿医療グループ（☎☎2137）

### ☎ 知っていますか 医療費通知の活用方法

- ・医療費の推移がわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
  - ・インフルエンザ予防や健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- ※医療費通知が届きましたら、診療日数などに間違いがないか確認してください。

法律相談いたします

**初回相談無料！  
お気軽にご相談を！**

不動産の相続登記・名義変更手続  
会社の設立・役員変更登記・定款作成  
過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話！ TEL0143-81-2000  
HP: <http://www.kurosaki-office.com>

**黒崎司法書士事務所**

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

**胆振から日本を元気に！**

各種無料相談・出張相談を承ります。

- 震災・原発関連 ●相続・遺言 ●交通事故
- 離婚・養育費・慰謝料 ●消費者被害（悪徳商法）
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

**北海道みらい法律事務所** 弁護士 増川 拓  
(札幌弁護士会)

相談は要予約 ☎0143-83-4131

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>